

○下記に関わる処方せんも調剤いたします

公費負担医療	生活保護法 ・ 特定疾患 ・ 難病医療 ・ 小児慢性特定疾患 自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療） 感染症予防法（結核医療） ・ 原爆被爆（原爆一般医療）
労働災害	

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております

○明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進して いく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書を無料で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるため、その点、ご理解いただき、「明細書」の発行を希望されない方は、お申し出下さい。

○容器代について

当薬局では、調剤に要した軟膏容器、水剤容器について、一律50円の実費の負担をお願いしております。

尚、国の方針に従い、令和6年6月1日より、衛生上の理由から、医療機関又は薬局に当該容器を返還した場合の実費の返還の取り扱いを廃止とします。